

(反社会的勢力の排除)

本契約は、〈ひろぎん〉バリューワン/Visa・Mastercardもしくは広島銀行DCカードを選択した場合は〈ひろぎん〉クレジットカード/Visa・Mastercard会員規約、〈ひろぎん〉バリューワン/JCBを選択した場合は〈ひろぎん〉バリューワン/JCB会員規約に基づく会員資格の審査の結果、株式会社広島銀行(以下、「当行」といいます。)が利用者として承認した方(以下、「契約者」といいます。)が、〈ひろぎん〉バリューワンにかかる「〈ひろぎん〉クレジットカード/Visa・Mastercard会員規約、〈ひろぎん〉バリューワン/Visa・Mastercard特約、〈ひろぎん〉バリューワン/JCB会員規約、〈ひろぎん〉バリューワン/JCB特約、〈ひろぎん〉バリューローン契約書(当座貸越契約)、〈ひろぎん〉バリューローン取引規定、〈ひろぎん〉バリューローンカード規定、〈ひろぎん〉バリューローン予約型契約書、〈ひろぎん〉バリューワン保証委託約款(ひろぎんクレジットサービス株式会社の場合、三菱UFJニコス株式会社の場合、株式会社オリेंटコーポレーションの場合)、〈ひろぎん〉ICキャッシュカード特約、QUICPay会員規定」について、以下の条項を追加することを同意します。

第1条

契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第2条

契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各条に準ずる行為

第3条

契約者が、暴力団員等もしくは本契約第1条各号のいずれかに該当し、もしくは前条各号のいずれかに該当する行為をし、または本契約第1条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、契約者は、当行の催告を要することなく、当行からの請求によって、当行に対するいっさの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

第4条

前2条の規定の適用により、契約者に損害が生じた場合にも、当行になんらの請

求をしません。また、当行に損害が生じたときは、契約者がその責任を負います。

第5条

本契約第3条または第4条の場合において、契約者が住所変更の届出を怠る、あるいは契約者が当行からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとしまたは買戻債務を負担したものとします。

第6条

本契約第3条または第4条の規定により、当行に対するいっさいの債務の弁済がなされたときに、この契約は失効するものとします。